

Community School

コミュニティ・スクール

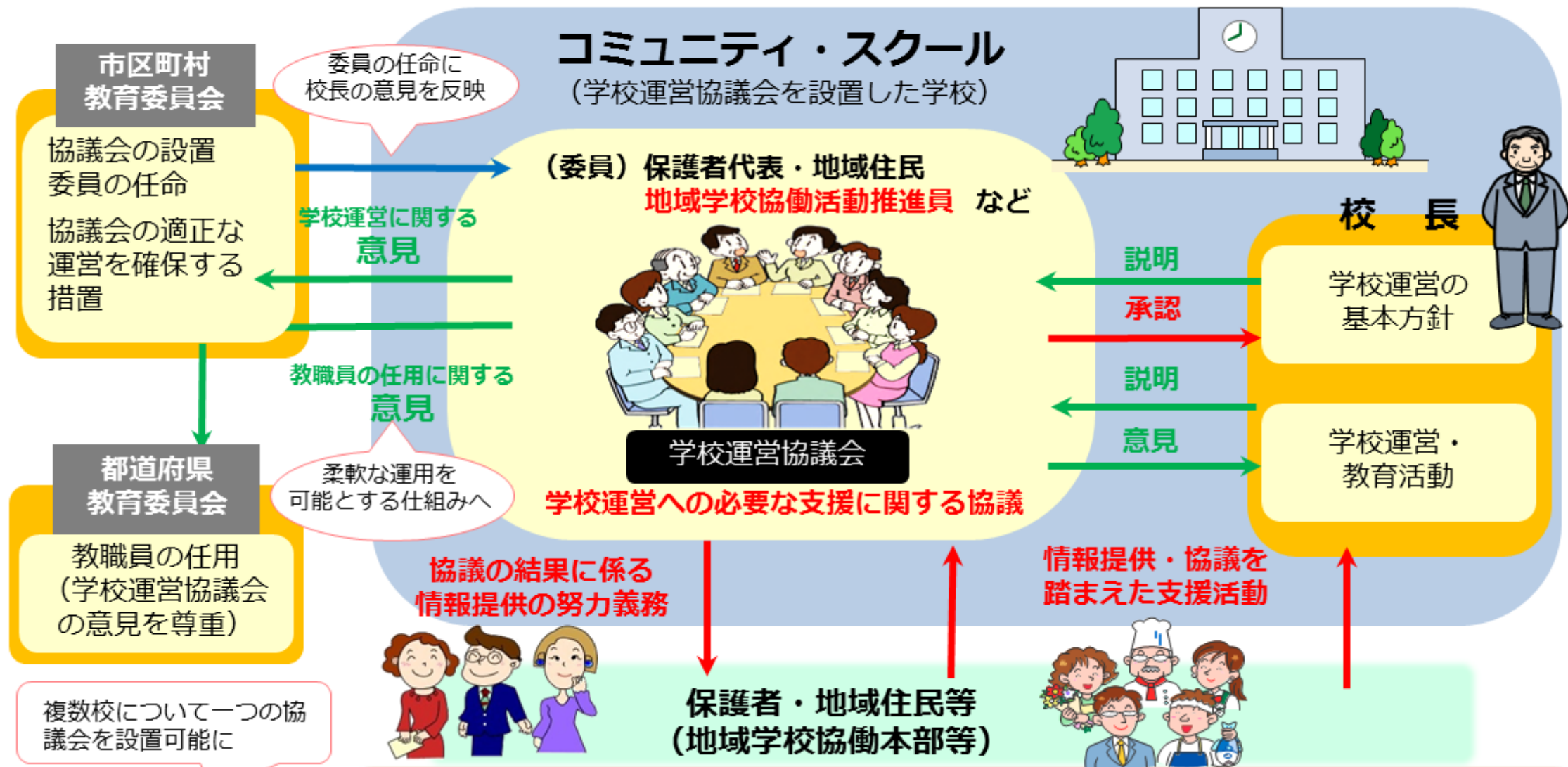


学校運営協議会設置に向けて



【令和5年度改訂版】
～文部科学省では令和6年度末までを設置に向けた重点取組期間としています。～

文部科学省 学校と地域でつくる学びの未来HPより

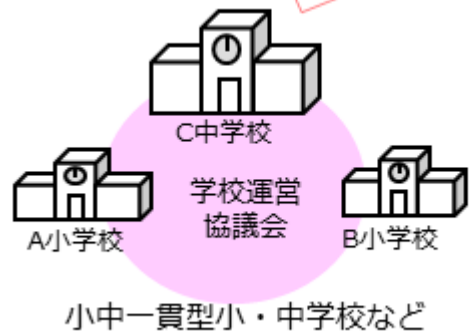


<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。



「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能をもちます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5」H16制定、H29改正

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。(必須)
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる。(任意)
- ③**教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。(任意)

文部科学省「コミュニティ・スクールの作り方」より

改正事項

①学校運営協議会の設置を努力義務化

②学校運営への必要な支援に関する協議の役割と、必要な委員を追加

学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す協議の結果に関する情報提供の努力義務化

地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

③委員の任命に関する校長の意見申出を規定

校長がリーダーシップを発揮できる仕組みを規定

④任用に関する意見の柔軟化

教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で規定

（例：市町村教育委員会がその任用に関する事務を行う職員は除く）

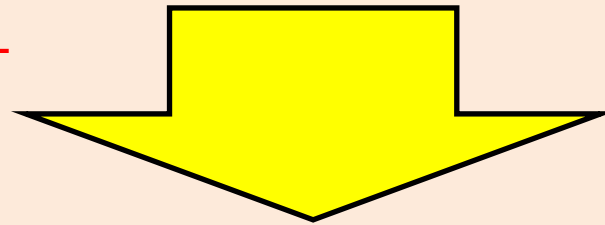
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に

小中一貫教育など、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる

◎学校運営協議会設置の努力義務化

【改正前】

教育委員会は、・・・その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。



【改正後】

教育委員会は、・・・学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

これまでの指定制度は廃止

なぜ、学校運営協議会が導入されたか

○学校と家庭・地域との連携

→制度的な仕組みがあれば、校長、教職員の人事異動があっても、協力体制が維持できる。

○PTA組織、活動内容の改善

→学校の補完的存在（例：役員が決まらない）から、再び、教員とともに子供の健全育成を目指す共同体へ。

○安心・安全な学校、地域づくり

→2011年の東日本大震災を念頭に、
登下校、地域活動時の安全対策、
緊急時の避難場所としての学校、
避難所運営、
緊急事態時の学校再開 等



堀井 啓幸 常葉大学教育学部教授(元山梨県立大学人間福祉学部教授)

学校評議員制度の形骸化

・学校の運営の在り方に家庭・地域の代表の方が入って、もう少しよい学校をつくり上げていこうという動きになった。具体的には、平成12年に学校評議員制度ができた(学校教育法施行規則49条)。

・学校評価の取組と相まって、全国的な広がりを見せたが、**学校評議員の権限はあくまで「意見を述べる」ことにとどまり、その意見も拘束力を伴わない**ことから、拡大に伴いその形骸化も指摘されるようになった。

学校運営協議会制度の誕生

・学校評議員制度の形骸化に伴い、さらに「社会総掛かり」で子供を育てていくこと、そして「地域に開かれた学校づくり」を一層推進するため、平成16年に学校運営協議会制度ができた(地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条5)。

*ただ、もともと山梨県では学校と家庭、地域の連携がよく、あえて制度を取り入れることでギスギスしてしまうことの懸念がある。

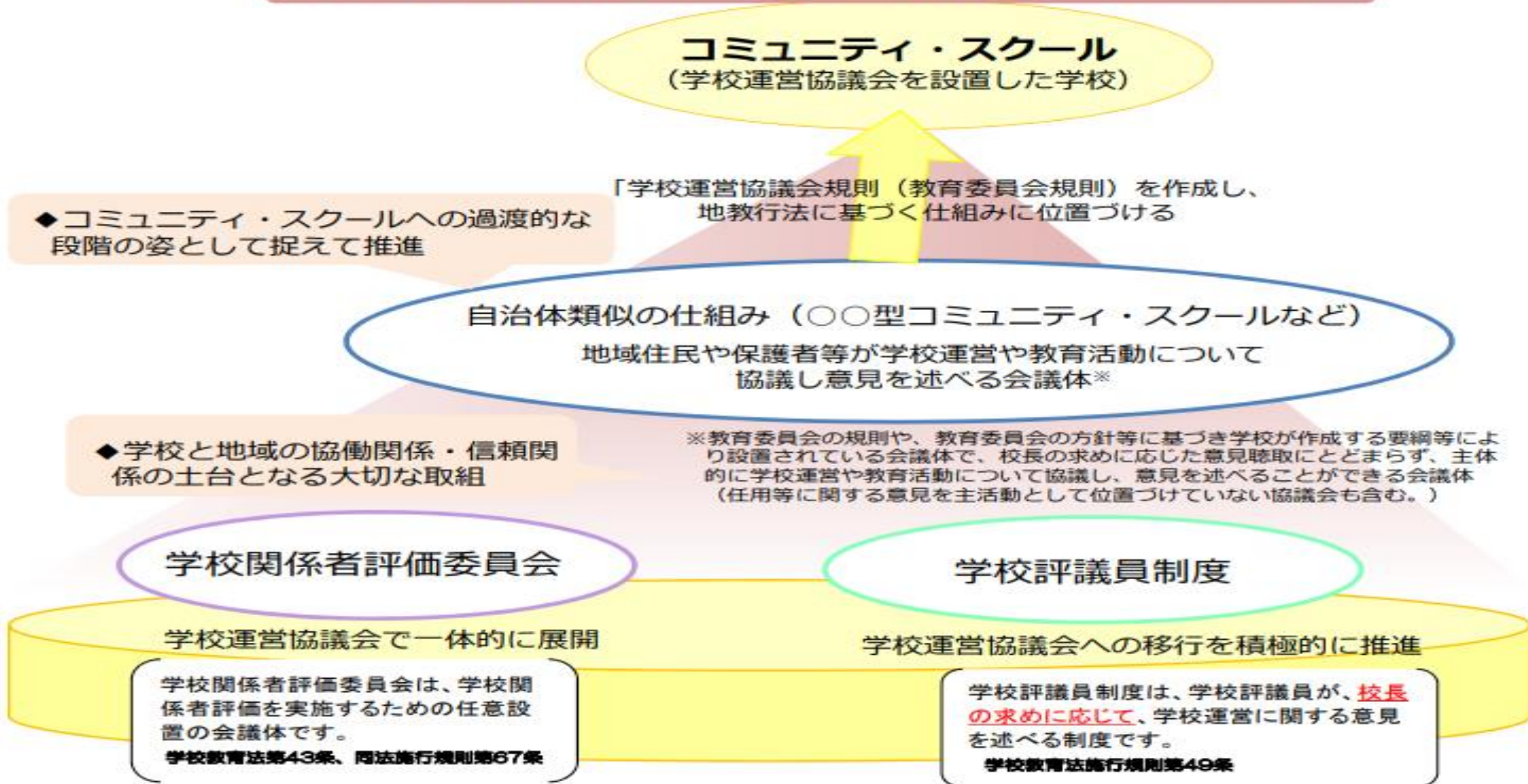
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と学校評議員の違い

	学校運営協議会	学校評議員
法令上の根拠	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 （努力義務）	「学校教育法施行規則」第49条 *「……置くことができる」 （任意設置）
目的	・ 保護者や地域住民等が一定の権限をもって、学校運営に参画 することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。	・開かれた学校づくりを一層推進していくため、 保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校として説明責任を果たす。
位置付け	・法律に基づき教育委員会より任命された委員が、 一定の権限と責任 を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する 合議体 の機関。	・校長が 必要に応じて 学校運営に関して、保護者や地域の方々の 意見を聞く 。 ・ 合議体ではない。
任命	・ 教育委員会が任命 (委員の身分は、 非常勤特別職の地方公務員)	・ 校長が推薦し、設置者が委嘱
主な内容	・以下の具体的な権限を有する。 ① 学校運営に関する基本的な方針 について 承認 する。 ② 学校運営 に関して教育委員会又は校長に 意見を述べる ことができる。 ③ 教職員の任用 に関して教育委員会規則に定められた範囲において 意見を述べる ことができる。	・学校評議員は、 校長の求めに応じて 、学校運営に関する意見を述べる。 ・学校評議員に 意見を求める事項は、校長が判断 する。
人数	・ 教育委員会 が定める。	・ 校長 が定める。
報酬	・ あり	・ 設置市町村の定めるところによる

既存の仕組みをベースに学校運営協議会制度へ

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していきます。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ



文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」より

既存の仕組みをベースにした学校運営協議会制度へ

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していきます。

<学校運営協議会の設置後、
学校評議員や学校関係者評価はどうなる？>

・学校評議員 → 学校運営協議会へ移行

・学校関係者評価・・・学校運営協議会で実施

コミュニティ・スクールにすることによるメリット

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」より

なぜコミュニティ・スクールが必要だと感じたのですか？

(『コミュニティ・スクールの作り方』文部科学省より)



「社会に開かれた教育課程」の実現のために

これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子供たちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民との情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたいと考えたからです。

地方創生（学校を核とした地域づくり）を目指して

この町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、学校を核として地域全体で共通の目標・ビジョンをもって取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要だと思ったからです。「大人が学ぶ」姿を子供たちに見せることで、町・地域は「自分たちで創るんだ」ということを感じてほしいと思っています。





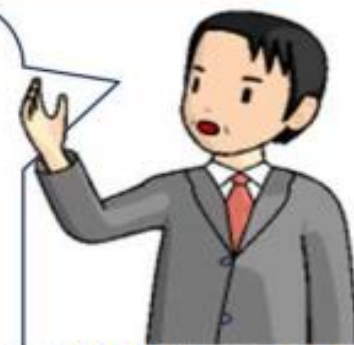
社会総掛かりで子供たちを育む体制を作りたい

学校評議員の方からは、これまでたくさんの御意見をいただき、学校運営に反映してきました。しかしこれからは、意見をいただくだけでなく、多くの地域住民や保護者にも、学校と方向性を合わせ、“一体となって” 子供たちの成長に関わっていただけるような体制を作り、後世に残る学校にしたいと考えたからです。

「信頼できる大人と関わる機会」をたくさん作り、子供たちの自己肯定感や主体性・多様性・協働性を身につける機会をたくさん設けたいと考えています。

義務教育9年間の学びの充実のために

「小中一貫教育」を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要があります。そこで、保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年間について、膝をつき合わせて協議する場として、学校運営協議会を設置する必要があると感じたのです。



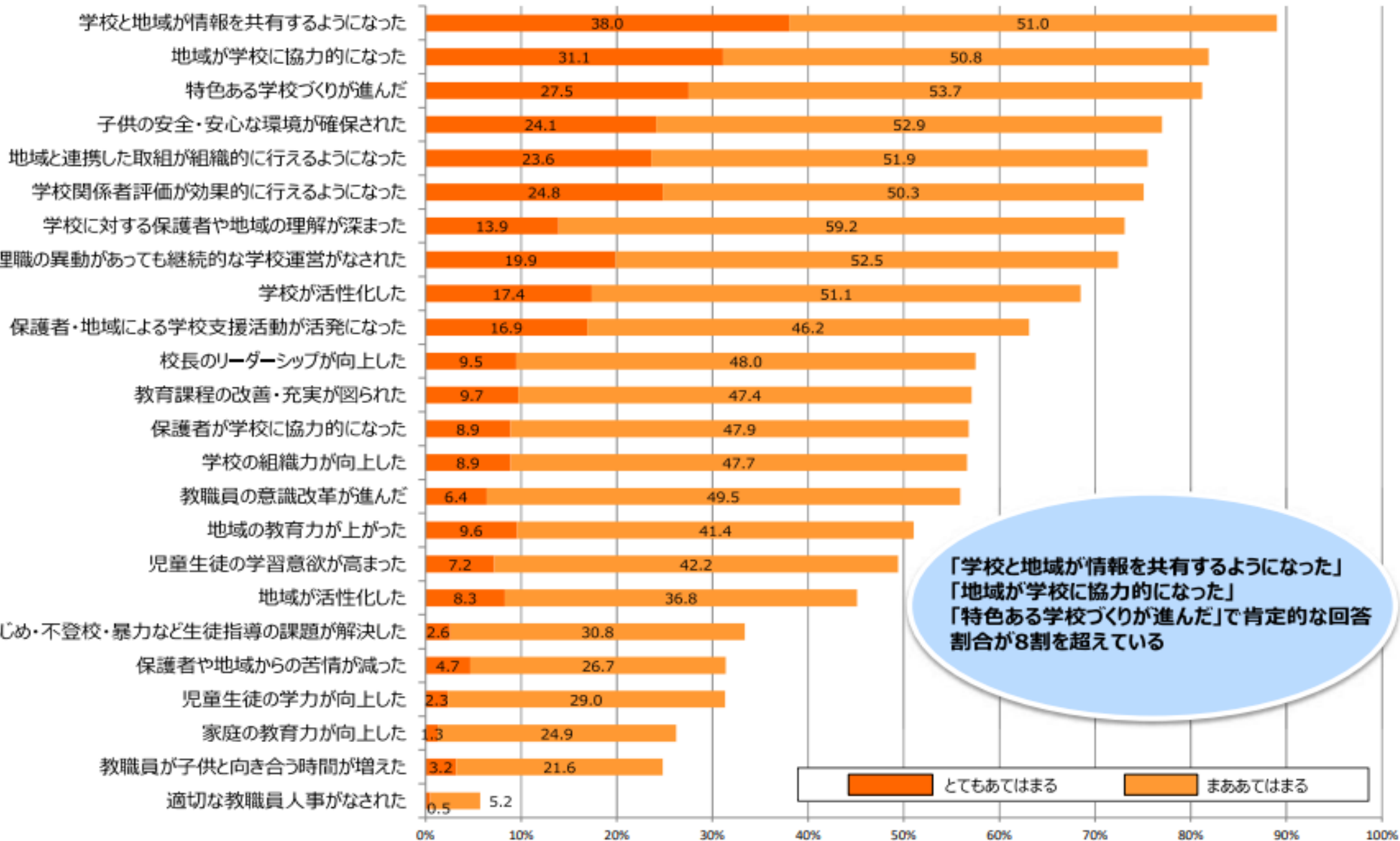
連携・協働体制の構築に向けて（働き方改革の視点を含め）

私たちの町には、「社会教育関係団体」がたくさんあります。それらの団体等と学校との関係を一度整理し、「依頼する⇔される」という関係ではなく、目標や役割分担等について話し合う場を設定すべきではないかと考えました。学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びを充実させていくとともに、地域づくりも考えていく必要があると考えます。

コミュニティ・スクールによる成果認識

【CS導入校の回答】

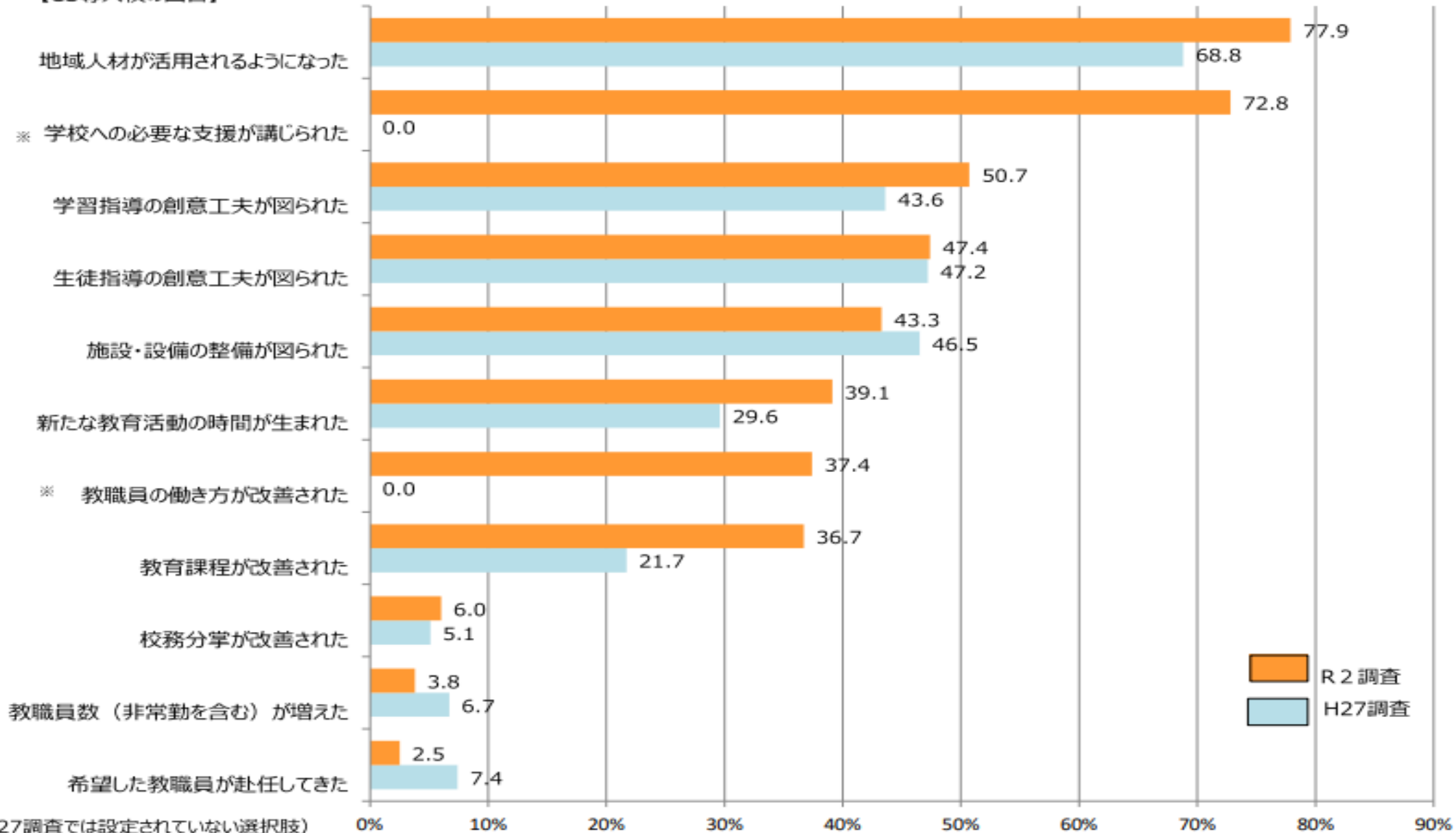
令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究報告書より



学校運営協議会の意見によって実現された具体的事項

令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究報告書より

【CS導入校の回答】



R2調査
H27調査

(※H27調査では設定されていない選択肢)

(注) 値はそれぞれ選択肢「4何度も実現した」と「3少し実現した」の合計。

学校と地域をとりまく課題解決のための土台としてのコミュニティ・スクール

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



地域コミュニティの再生

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 岩手県大槌町

地域の協力のもと郷土の歴史や特産・文化を学ぶ「ふるさと科」を推進し、子供たちの地域への愛着を育む学びを充実

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

【岡山県浅口市の事例】

方針・目標
の設定

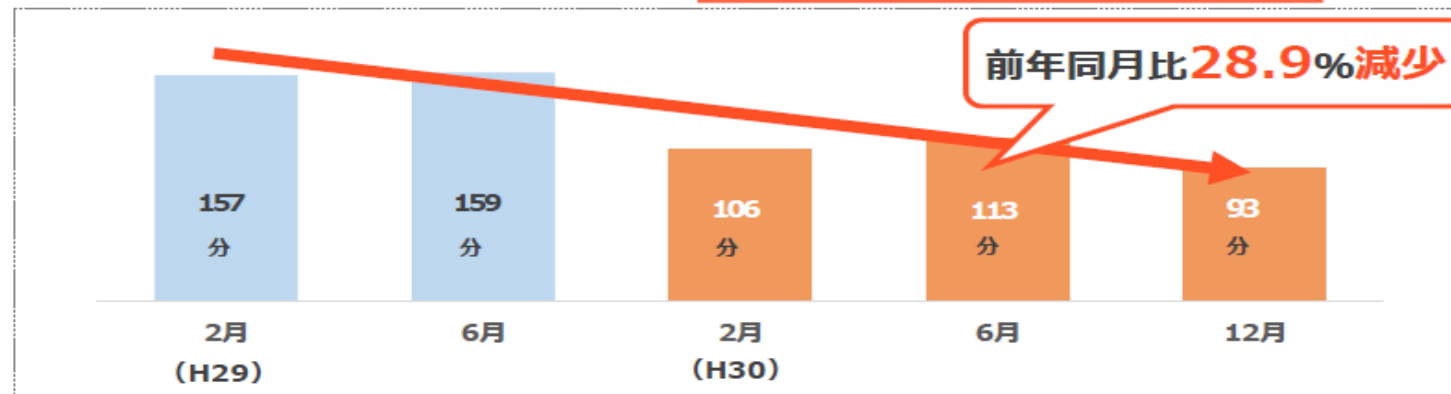
取組の実践
(CSと地域学校協働活動)

働き方改革へ
の効果

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



令和4年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫 資料より

① 業務内容の棚卸し



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

③ 地域と連携・協働した活動の実践

コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組んだ事例②

【北海道登別市の事例】

CS導入前

不登校事案の発生

学校

- ・学級担任（学年）による対応
- ・生徒指導部による対応
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）への相談
- ・スクールカウンセラー（SC）への相談 etc

↓ 報告・相談 連携・協力 ↑

教育委員会

- ・指導主事、カウンセラー等の派遣
- ・児童相談所への相談
- ・フリースクール等との連絡・調整 etc

CS導入後

学校運営協議会を中心として、学校、教育委員会、地域住民、関係機関などが情報を共有

不登校対策チームの設置
校長、教頭、生徒指導部長、学年主任などの教員に加え、必要に応じて、SC、SSWも参画

学校

不登校対策チーム内で協議したことも含め、いじめや不登校の状況を学校運営協議会に報告

学校運営協議会

守秘義務が課されているため、生徒個人の様子や家庭の状況を共有することが可能

具体的な支援方策や生徒指導の在り方に関する協議につながる

地域住民や民生委員が学校運営協議会委員として参画することにより、地域や福祉部局等との連携を強化

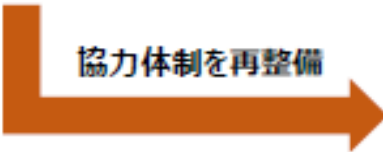
(委員例)
保護者、地域住民、学識経験者
民生委員 など

学校運営協議会から教育委員会への連絡・報告が可能

教育委員会

地域住民・関係機関

地域住民による登下校の見守り、SSWや市長部局職員による家庭訪問などを必要に応じて実施



登別市の不登校児童・生徒数の推移 CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- ・学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた
- ・また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた

令和5年都道府県・指定都市教育委員会 管理・指導事務主管部課長会議 資料より



避難所指定の協定



避難所運営シミュレーション



学校と地域の合同防災訓練

関係者の声

地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。

学校

高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。

地域

災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。

生徒

令和4年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫 資料より

コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組む前に大切にしたいこと

「つながる」道徳教育

近年、子供たちを取り巻く環境は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒数の増加など多様化・複雑化しています。このような課題に対応していくためには、家庭や地域の協力が不可欠であるとともに、子供たちに、他者と関わり合う力を育てていくことが重要となります。

道徳教育で「学校」と「家庭」「地域」がつながる！



道徳教育で養うことを目標としている道徳性は、学校生活だけに限られたものではなく、家庭や地域社会においても、児童生徒の具体的な行動を支える内面的資質となります。協力して取り組むための**情報発信**と**組織づくり**で学校・家庭・地域がつながります。

情報発信



授業後の振り返りを一覧して配付

「通信」「学校ホームページ」等で、児童生徒のよさや成長の様子、道徳科での学びの様子等を発信できます。



組織づくり



学校、家庭、地域社会の願いを交流し合う機会を設定することで、課題や、目指すべき方向性を確認できます。
※**学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)**の活用も一つの方法です。

※学校運営協議会制度とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みのこと(詳しくはこちらを確認)



(文部科学省ホームページより) (山梨県教育委員会ホームページより)

共有した子供像に合わせて、活動を進めていくことができます。



しっかりあいさつができる子供に育てほしい。



読書をたくさんして豊かな心を育てほしい。



2

◎まずは、地域と学校との間で、子供や学校をめぐる教育的な課題・目指すべき方向性の**共有**をすることが第一歩。

学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

学校関係者評価の充実

教職員の意識改革

学校・地域の課題解決



学校が**元気**に！

地域が**元気**に！

コミュニティ・スクールで変わる
地域とともにある学校の姿

好循環

が生まれています

③ 学校・家庭・地域の課題
解決に向けた動きの進展

① 関わる人々の意識改革
(当事者意識)

② 保護者・地域住民の教育活動への参画
学校・家庭・地域の連携強化

学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

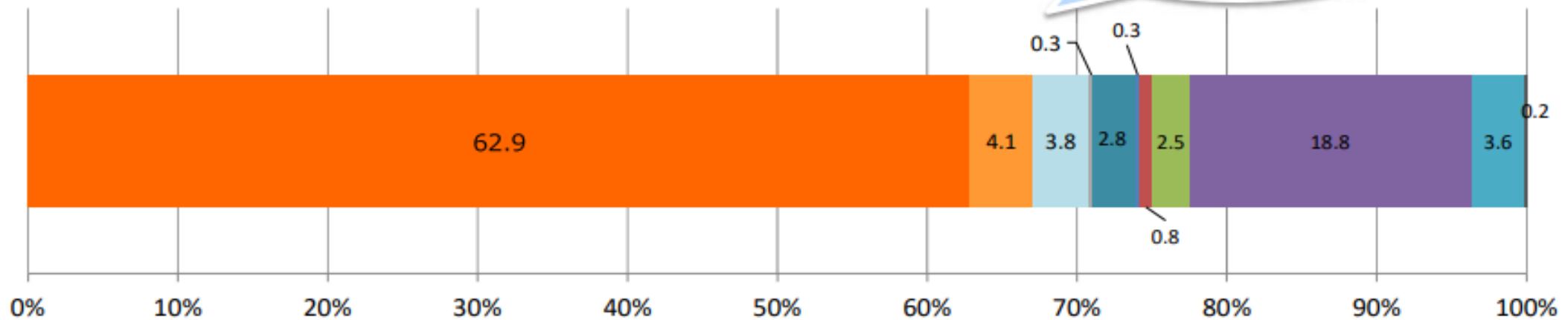
学校運営協議会委員の人数・構成

◆ 委員人数 【CS導入校の回答】

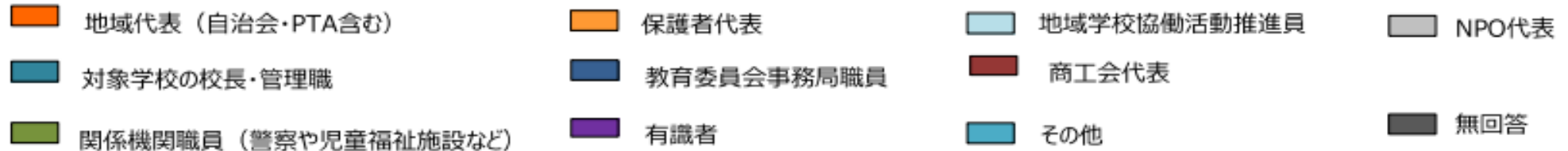
平均13.64人 (H27調査 平均13.36人)

H27からほぼ変化なし

◆ 学校運営協議会の会長の選出枠組 【CS導入校の回答】

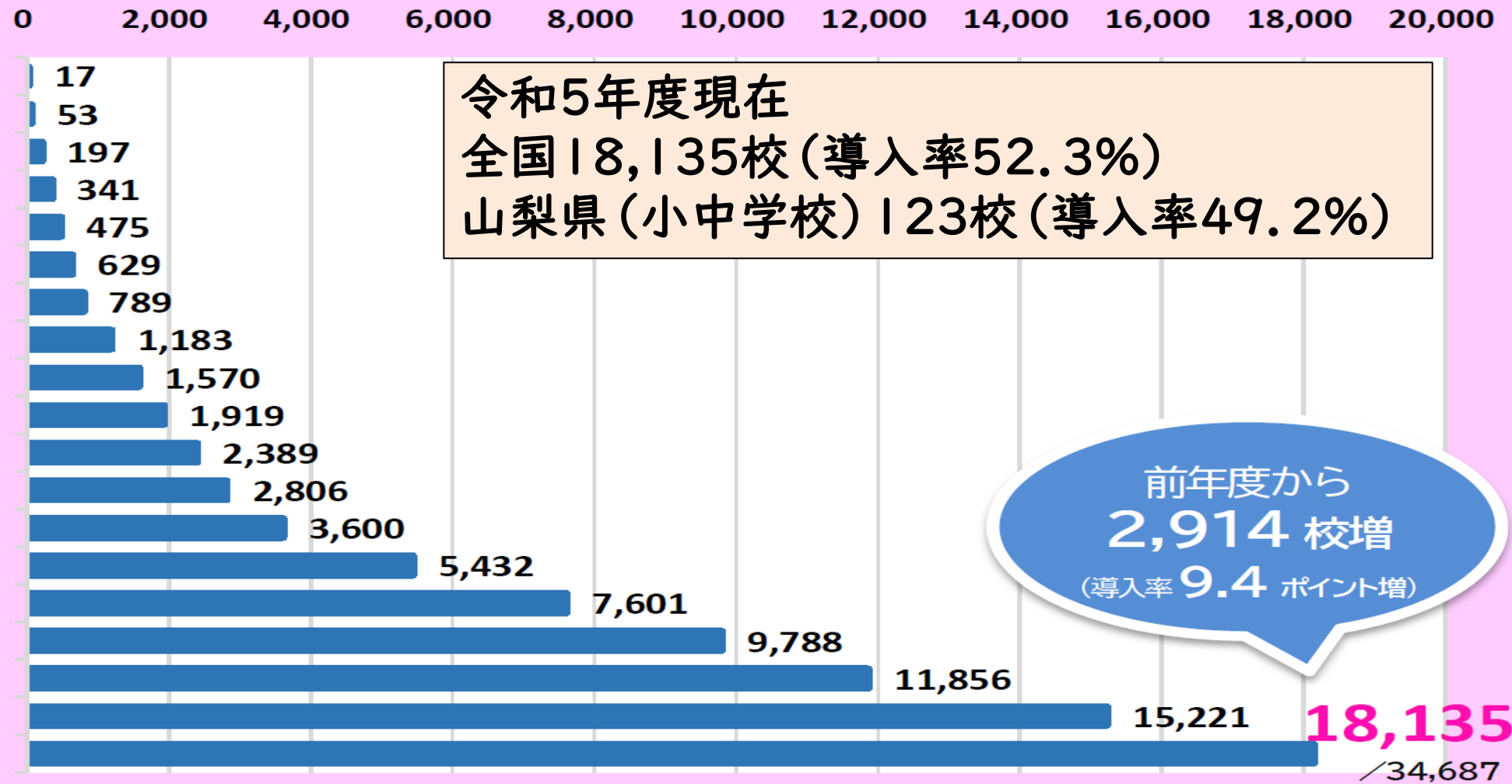


H27調査と比較すると
地域代表が増加している
(9.9%増)



令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究報告書より

コミュニティ・スクールの導入校数の推移（全国・全校種）



令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査より

導入自治体数も増加
 H24 : 125 ⇒ H30 : 550 ⇒ R5 : 1347

<域内に全設置済みの市町村>

- ・昭和町（H27全設置）
- ・中央市（R2全設置）
- ・南部町（R2全設置）
- ・甲州市（R2全設置）
- ・山梨市（R4全設置）
- ・上野原市（R4全設置）
- ・忍野村（R4全設置）
- ・丹波山村（R4全設置）
- ・甲府市（R5全設置）

<パイロット校を含め、域内に設置した市町>

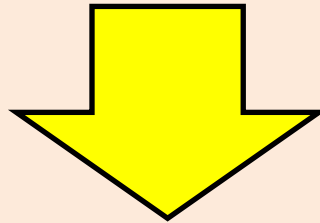
- ・北杜市
- ・南アルプス市
- ・甲斐市
- ・笛吹市
- ・富士吉田市
- ・大月市
- ・富士川町

<設置はしていないが、域内の設置に向けて取組中の市町村>

- ・韮崎市
- ・都留市
- ・西桂町
- ・道志村
- ・小菅村

コミュニティ・スクールの設置に向けた検討を進めてください

これまで：「置くか」or「置かないか」



これから：努力義務化及び附則の規定を踏まえて具体的な検討・計画的な推進をお願いします。

*山梨県教育委員会もコミュニティ・スクール設置に向けて、伴走支援していきます。

(導入済みの市町村についても同様に伴走支援をしていきます)

学校運営協議会設置までの取組～本県の事例～

文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」にもスケジュールが掲載されています

1年目

2年目

甲斐市
教育委員会
(双葉西小)

- 「運営協議会推進委員会」発足(5回実施)
- ・既存組織を進化発展させていくことの方
向性を確認
- ・先進校視察研修(東京都、静岡県等)報告会
- ・学校運営協議会の構成についての検討
- ・学校運営協議会規則検討(甲斐市教委)

- ・「運営協議会推進委員
会」4回実施
- ・学校長自ら地域をまわり、
学校応援団を募り「学校
支援地域会議」発足
- ・学校運営協議会規則制
定(3.29)

3年目(H24) 4月1日学校運営協議会設置(学校運営協議会規則施行)

昭和町
教育委員会
(押原小)

- 「運営協議会推進委員会」発足(4回実施)
- ・関係団体等説明会
- ・先進校視察(富山県、長野県、神奈川県)
- ・学校運営協議会規則検討(昭和町教委)
- ・押原小学校運営協議会要綱の検討
- ・協議会委員選任に関する検討

※西条小、常永小、押原中、南
部中、田富南小等が押原小を
参考に2年目に設置

2年目(H26) 4月1日規則、要綱施行 5月1日学校運営協議会設置

学校運営協議会設置後の取組の例～少なくとも年間5回の開催を～

回数	開催時期と主な内容
第1回	◎4月上旬 ・委員任命式 ・会長及び職務代理者の互選 ・学校運営協議会の方針確認 ・今年度の〇〇小学校教育方針及び教職員体制の説明(学校長)
第2回	◎5月～6月 ・学校の近況報告 ・CS年間計画の確認 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告
第3回	◎9月～11月 ・学校の近況報告 ・学校予算(事務職員) ・学習状況調査の結果(教務主任) ・〇〇小の児童の健康と体力の実態(養護教諭) ・教職員の任用 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告
第4回	◎1～2月 ・学校の近況報告 ・学校評価(自己評価)の説明と学校関係者評価の作成 ・次年度の学校運営基本方針の説明と承認 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有
第5回	◎3月 ・学校の近況報告 ・1年間の振り返り ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告

*上記の他、中学校区合同の会議、学校運営協議会委員の学習会、授業参観、運動会・学園祭参観などを実施

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

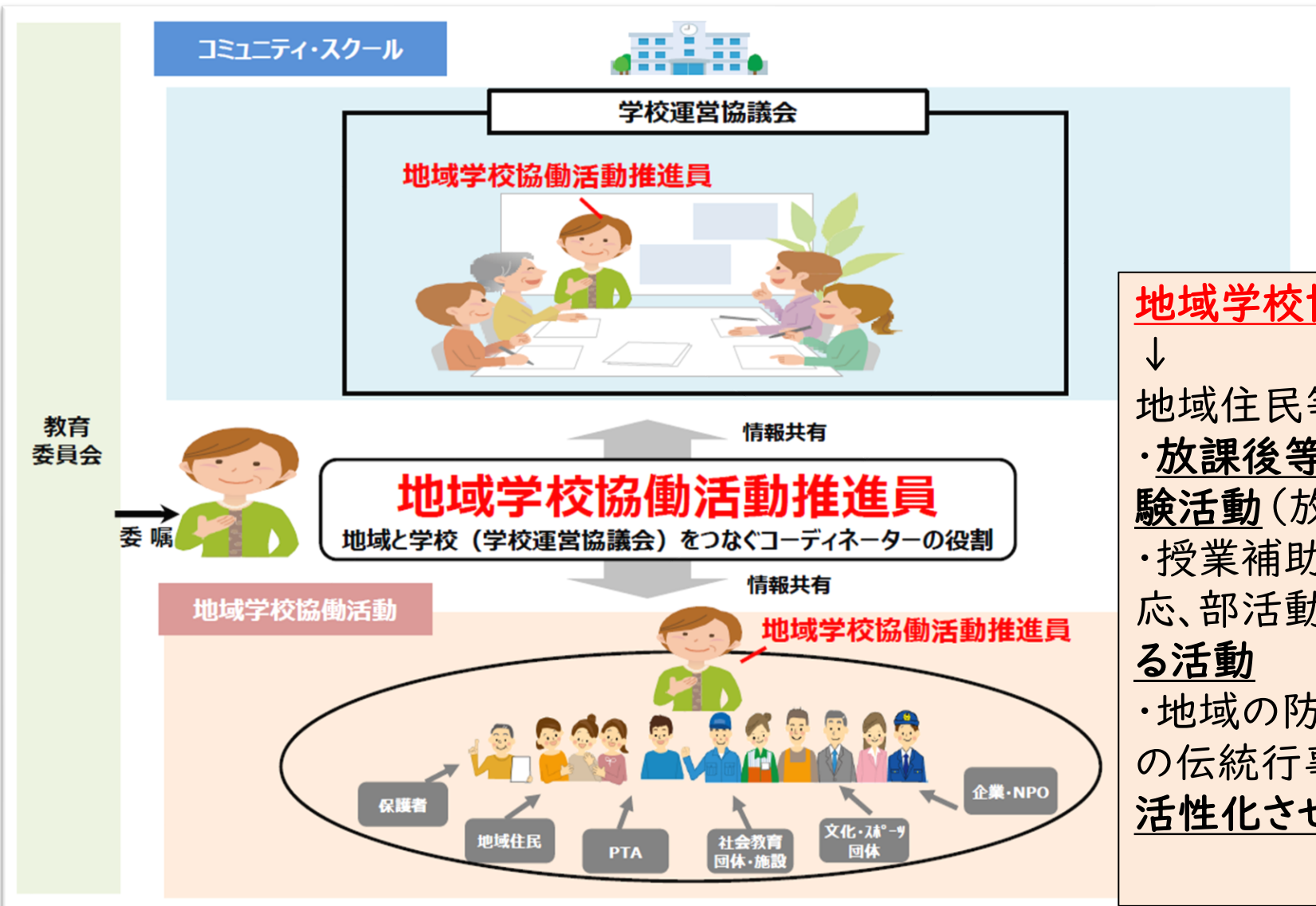
- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域学校協働活動とは？

↓

地域住民等の参画を得て、

- ・**放課後等における学習支援・体験活動**（放課後子供教室）
- ・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
- ・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**

などを実施

令和4年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム2022兵庫 資料より